

2 文科施第 3 4 7 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

山 崎 雅 男
(公 印 省 略)

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）

学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時における避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

このため、文部科学省においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び一部の規定の施行等について（通知）」（令和 2 年 6 月 24 日付け 2 文科教第 257 号）等において、学校施設のバリアフリー化を一層進めるよう要請してきたところです。

このたび、文部科学省に設置した「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）において、報告書（別添 1 参照）が取りまとめられたことを受け、文部科学省では「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂（別添 2 参照）するとともに、公立小中学校等（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。）におけるバリアフリー化について、令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めました（別添 3 参照）。

つきましては、各学校設置者におかれては、今般改訂した学校施設バリアフリー化推進指針を活用するとともに、下記の点に留意の上、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるようお願いします。

また、このことについて、各都道府県におかれては域内の市区町村教育委員会等に対して、

各都道府県におかれては、所轄の学校法人等に対して周知するようお願いします。

なお、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、別途発出した「公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について（通知）」（令和２年１２月２５日付２文科施第３４８号。以下「加速化通知」という。）についても留意するようお願いします。

記

1. 各学校設置者におかれては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正の趣旨や附帯決議等を踏まえ、障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用に支障が生じることのないよう、必要に応じて防災担当部局や福祉担当部局等と連携の下で、所管する学校施設のバリアフリー化の状況を的確に把握するようお願いします。また、把握した実態等に基づき、将来動向も含めた障害のある児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、バリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定（各学校設置者が定める教育振興基本計画や個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）等の中長期的な計画に今後適時に反映することを含む。）するようお願いします。
2. 公立小中学校等については、加速化通知を踏まえ、校舎及び屋内運動場において、車椅子使用者用トイレやスロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化の取組を加速するようお願いします。
また、インクルーシブ教育システムの構築及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校種や設置主体の別にかかわらず、学校施設のバリアフリー化を一層推進する必要があることから、公立小中学校等以外の学校施設についても、公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ、取組を進めるようお願いします。
3. 各学校設置者におかれては、迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を進めるようお願いします。

（添付資料）

- 別添１－１ 「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」（報告）（令和２年１２月、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議）（概要）
- 別添１－２ 「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」（報告）（令和２年１２月、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議）
- 別添２－１ 学校施設バリアフリー化推進指針（令和２年１２月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）（概要）
- 別添２－２ 学校施設バリアフリー化推進指針（令和２年１２月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
- 別添３ 公立小中学校等施設におけるバリアフリー化に関する整備目標

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電 話：０３－６７３４－２２９１ E-mail：sisetuki@mext.go.jp

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討し、報告を取りまとめ（令和2年12月）

報告書の概要

第1部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等

□インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要。

（国における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
- ・学校施設バリアフリー化推進指針等の改訂
- ・財政的な支援の充実（補助率の嵩上げなど制度的な対応、建築単価の改訂など）
- ・バリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援 など

（学校設置者における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定
- ・バリアフリー化に関する整備計画の策定と計画的な整備 など

第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

□学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案について検討。

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

□公立小中学校等施設のバリアフリー化を一層推進していくため、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を検討。

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて
～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～
(報告)

令和2年12月

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議

はじめに

- 学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。このため、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があることはもとより、災害時の避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、施設・設備のバリアフリー化を一層進めていく必要がある。
- 近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。
- バリアフリー化を進めていく上で押さえるべき重要な社会的動向として、これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められてきた。また、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている。さらに、令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の一部改正により、建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化を一層加速していく必要性が高まっている。
- このような状況を踏まえ、令和2年7月に文部科学省に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について集中的な検討がなされ、同年9月には緊急提言を取りまとめた。また、その後、本会議において、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案とあわせ、今後5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標についても検討を行い、今般、報告書として取りまとめたところである。
- 今後、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、文部科学省においては、本報告を踏まえて、速やかに学校施設バリアフリー化推進指針を改訂するとともに、国としての整備目標を設定し、財政支援の充実を図るなど、学校施設のバリアフリー化を力強く推進していくことを期待したい。

令和2年12月

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議 主査 高橋 儀平

目 次

第 1 部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等 1

第 1 章 学校施設のバリアフリー化の現状と課題等 1

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等 1
 - (1) インクルーシブ教育システムの構築の視点 1
 - (2) 災害時の避難所等地域コミュニティの拠点の視点 2
 - (3) バリアフリー法の改正 2
2. 学校施設のバリアフリー化に関するこれまでの取組 3
3. 学校施設のバリアフリー化に関する現状と課題 3

第 2 章 学校施設におけるバリアフリー化推進の基本的な考え方と方策 6

1. 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方 6
2. 学校施設のバリアフリー化の推進に係る方策 7
 - (1) 国における方策 7
 - ①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表 7
 - ②学校施設バリアフリー化推進指針及び学校施設整備指針の改訂 7
 - ③学校施設のバリアフリー化に関する支援の充実 7
 - ④学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援 8
 - ⑤学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進 8
 - ⑥学校における心のバリアフリーの推進 8
 - (2) 学校設置者等における方策 9
 - ①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表 9
 - ②学校施設の計画的なバリアフリー化等 9
 - ③都道府県におけるバリアフリー化推進のための支援 9

第 2 部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案 1 1

第 1 章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方 1 3

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点 1 3
 - (1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮 . . 1 4
 - (2) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮 1 4
 - (3) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮 1 4
 - (4) 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮 . . . 1 5
 - (5) 災害時の避難所となることを考慮 1 5

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進	15
(1) 関係者の参画と理解・合意の形成	15
(2) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定	15
(3) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施	16

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点 17

1 計画・設計上の基本的留意事項	17
(1) 関係者の参画と理解・合意の形成	17
(2) 適切な整備目標の設定	17
(3) バリアフリー化等の事後点検の実施	17
2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画	17
(1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置	17
(2) 建物間の移動がしやすい建物配置	18
(3) 安全で移動しやすい敷地内通路	18
(4) 建物から円滑に移動できる屋外運動場	18
(5) 利用しやすい駐車場	18
3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画	19
(1) どこにでも円滑に移動できる平面計画	19
(2) 動線が簡明な平面計画	19
(3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成	19
(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保	19
(5) 誰にでもわかりやすい案内表示	19
4 使いやすく、安全で快適な各室計画	20
(1) 利用しやすい教室等	20
(2) 移動しやすい屋内の通路	20
(3) 円滑に利用できる階段	21
(4) 利用しやすいエレベーター	21
(5) 誰もが利用できる便所	22
(6) 出入りしやすい教室等の出入口	23
(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関	23
(8) 操作がわかりやすい建築設備	24
(9) 利用しやすい家具	24
(10) 適切な照明設備	24
(11) 明確な色彩計画	25

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案 26

1 整備目標案の検討の前提	26
2 整備目標案の設定の考え方等	27
（1）将来的に目指す姿	27
（2）令和7年度末の整備目標案	27
（3）個別の目標設定の考え方	28
①車椅子使用者用トイレ	28
②スロープ等の段差解消	29
③エレベーター	29

参考資料 30

学校施設におけるバリアフリー化の状況調査	30
報告書概要	34
関連データ等	35
設置要綱	51

第1部 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた方策等

第1章 学校施設におけるバリアフリー化の現状と課題等

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等

(1) インクルーシブ教育システム¹の構築の視点

- 学校は、子供たちにとって未来の社会に向けた準備段階として学びを深める場であるとともに、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもある。
近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境の整備が求められており²、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。
- また、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められたことや、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い³、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている。
- さらに、近年、少子化の影響により児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあり⁴、公立小中学校等の約8割に特別支援学級が設置されている。また、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等が増加⁵しており、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断される児童生徒が小中学校の特別支援学級や通常の学級など、特別支援学校以外の学校においても在籍するようになってきている⁶。

¹ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。(障害者の権利に関する条約第24条による)

² 障害者の権利に関する条約、SDGs(持続可能な開発目標、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと)等において、このような考え方が示されている。

³ 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン関係閣僚会議)においても、心のバリアフリーに必要なことの一つとして「障害の社会モデル」を理解することが挙げられている。

⁴ 公立小中学校等において特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成19年から29年の10年間で約2倍に増加している。また、公立小中学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は、平成19年から29年の10年間で2倍以上に増加している(学校基本調査)。

⁵ 公立小中学校等に通う医療的ケアが必要な児童生徒は、平成27年から令和元年の5年間で約1.4倍に増加している(学校における医療的ケアに関する実態調査)。

⁶ 学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先を調査した結果によると、約7割が公立特別支援学校に、約3割が公立小学校に就学している。また、公立小学校に就学した当該児童について、約9割が特別支援学級に、約1割が通常の学級に在籍している(平成29年度、文部科学省調査)。

- 加えて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供の義務について規定されたこと等を踏まえ、障害のある教職員が働きやすい環境整備を進めていく必要がある。

(2) 災害時の避難所等地域コミュニティの拠点の視点

- 学校施設は、公立小中学校等の9割以上が災害時の避難所に指定⁷されており、災害時には地域の高齢者や障害者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されることから、学校施設が避難所としての役割を十分に果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化も含め、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要である。
- とりわけ、近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくってはならないものである。⁸
- また、障害のある保護者や地域住民等の学校訪問等への配慮はもとより、これからの時代に必要となる資質・能力の育成や、地域とともにある学校づくり等を進めていくため、学校と地域が相互に連携・協働していくことが求められており、学校は、新学習指導要領に盛り込まれた「社会に開かれた教育課程」の実現や、生涯学習・地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていく必要がある。

(3) バリアフリー法の改正

- 令和2年5月にバリアフリー法の一部が改正されるとともに、同年10月に同法施行令の一部が改正され、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられた。令和3年4月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。
- また、改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず、全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフ

⁷ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む（文部科学省調査、令和2年5月1日現在）。

⁸ 新型コロナウイルス感染症の拡大のおそれがある中での避難所の開設については、これらの他にも感染症対策に万全を期すことが重要であり、内閣府等により十分なスペースの確保や、避難所全体のレイアウト・動線等について助言が行われているところである。

内閣府・防災情報に係る HP：<http://www.bousai.go.jp/>

リー化を積極的に進めることが盛り込まれたところであり、改正法の趣旨等を踏まえ、今後、公立小中学校等をはじめとして、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層加速していく必要がある。

2. 学校施設におけるバリアフリー化に関するこれまでの取組

- 平成15年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）の改正において、新築等を行う場合にバリアフリー基準への適合努力義務の対象となる施設（特定建築物）に学校施設が新たに位置付けられたことを踏まえ、文部科学省では、学校施設のバリアフリー化等推進の基本的な考え方等を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」（平成16年3月）を策定するとともに、具体的な設計手法の事例集として「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（平成17年3月）を、学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画のポイントを整理した「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（平成19年6月）を取りまとめている。
- また、文部科学省では、小学校、中学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針及び計画・設計上の留意点を「学校施設整備指針」として示しており、平成19年には特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実したほか、平成26年には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、避難所としての防災機能の強化などに関する記述を充実している。
- さらに、平成30年には、避難所となる学校施設に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例で分かりやすく解説した取組事例集を取りまとめている。
- 公立及び私立学校施設については、バリアフリー化を行う際の必要な経費の一部を国庫補助の対象としているほか、国立学校施設についても、新築、改修等の事業に併せて、バリアフリー対策を実施している。

3. 学校施設におけるバリアフリー化に関する現状と課題

- 文部科学省調査によると、近年、新築や増築等を実施した一定規模（2,000 m²以上）の公立小中学校等のうち、エレベーター、多機能トイレ、スロープのいずれも整備している施設は約9割となっている。

- 他方、バリアフリー法の改正を踏まえて文部科学省が実施した「学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」（令和2年5月1日時点、参考資料参照）によると、公立小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。本調査においては「公立小中学校」と表記。以下同じ。）の校舎については、車椅子使用者用トイレの整備割合は65.2%、スロープ等による段差解消（門から建物の前まで）の割合は78.5%、スロープ等による段差解消（昇降口・玄関等から教室等まで）の割合は57.3%、エレベーター⁹の整備割合は27.1%となっている。

また、同調査によると、公立小中学校の屋内運動場については、車椅子使用者用トイレの整備割合は36.9%、スロープ等による段差解消（門から建物の前まで）の割合は74.4%、スロープ等による段差解消（昇降口・玄関等から教室等まで）の割合は57.0%、エレベーター¹⁰の整備割合は65.9%となっている。

さらに、同調査においては、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校におけるバリアフリー化の状況、避難所に指定されている学校におけるバリアフリー化の状況等についても調査しているが、既存施設のバリアフリー化の状況として、多様な児童生徒や教職員、保護者、地域の方々等が円滑かつ安全・安心して利用する上で必ずしも十分に整備されているとは言い難いものであることから、既存施設のバリアフリー化を一層推進していく必要がある。

- また、学校設置者等がバリアフリー化を推進していく上での課題として、本協力者会議において、主に以下のような意見があった。

- ・ 長寿命化改修の機会もとらえながらバリアフリー化を積極的に進めることが重要である。
- ・ バリアフリー法の移動等円滑化基準や現場の実態等も十分考慮した上で、今後、学校施設のバリアフリー化の目指すべき姿や標準的に備えるべき姿を議論し、学校施設バリアフリー化推進指針に反映していくことを検討する必要がある。
- ・ 屋内運動場が避難所になることが多く、校舎だけでなく、屋内運動場も、障害者等に配慮したトイレの設置などのバリアフリー化が必要である。
- ・ 洋式トイレでないと使用できない方もいることから、トイレの洋式化はバリアフリー化の視点からも重要となる。
- ・ 学校の特性や利用者の利便性を踏まえれば、各階に障害者等に配慮したトイレの設置が望ましい。
- ・ 既存の学校施設におけるエレベーターの設置を進めることが重要である。
- ・ 近年多発している水害からの避難を考えると上階への移動等が必要な場合があり、その際、全ての人が安全に移動できるよう、様々な障害の特性を踏まえたバリアフリー化が求められる。
- ・ 学校敷地内あるいは駐車場から建物までの経路に段差等が生じている学校もあり、

⁹ 1階建ての校舎のみ保有する学校（総学校数の0.9%）を含む。

¹⁰ 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校（総学校数の61.2%）を含む。

建物内の各教室等までの経路はもとより建物外の経路の移動等円滑化も進めていくことが必要である。

- ・ 既存のバリアフリー化の整備内容が、ニーズに的確に対応した仕様等になっているかの点検・検証が必要である。
- ・ 文部科学省のエレベーターの整備に係る建築単価を実情に合わせることや改修の補助率の嵩上げが必要である。
- ・ 公立学校施設のバリアフリー化を一層推進していく上でも、エレベーターの維持管理に係る費用負担の軽減が不可欠である。
- ・ バリアフリー化を進める際の優先順位など、学校設置者が整備計画を策定する際に参考となる情報を提供する必要がある。
- ・ 小規模な地方公共団体の教育委員会には技術職員が不在の場合があり、学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、技術的なサポートが必要である。

第2章 学校施設におけるバリアフリー化推進の基本的な考え方と方策

1. 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方

○ 学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要である。

○ また、「誰一人取り残さない（No one will be left behind.）」¹¹持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、学びの基盤となる環境整備を力強く推進することが重要である。

○ そのため、バリアフリー法等の各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが必要である。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

その際、様々な障害の特性にも考慮しつつ、校舎や屋内運動場など建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要である。

○ こうした基本的な考え方に立ち、本協力者会議では、学校施設におけるバリアフリー化を図る際の計画・設計上の留意点について、以下の視点に基づき整理した。

- ・ 児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

詳細は、第2部の学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案として示すこととする。

¹¹ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のスローガン。

2. 学校施設のバリアフリー化の推進に係る方策

(1) 国における方策

①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表

- 国においては、バリアフリー法の改正を踏まえ、公立小中学校等を中心として、全国の学校施設におけるバリアフリー化の実態について、校舎と屋内運動場、校門等から建物に至る経路のそれぞれの実態を的確に把握するとともに、今後のより有効な支援施策につなげるよう、これまでの国のバリアフリー化施策の課題点を整理すること。

また、これら及び本報告第3部で示す整備目標案を踏まえ、公立小中学校等を中心として、国として、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を設定すること。整備目標の設定に当たっては、各学校設置者の実態を踏まえたものとなるよう配慮すること。

さらに、都道府県と連携して進捗状況について定期的にフォローアップし公表するなど、学校設置者の取組を促進すること。

②学校施設バリアフリー化推進指針及び学校施設整備指針の改訂

- 国においては、学校施設のバリアフリー化等を推進するための基本的な考え方や計画・設計上の留意点等についてとりまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」について、第2部で示す改訂案を踏まえ、速やかに改訂を行うことが必要である。
- また、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂等を踏まえ、各学校施設整備指針の内容を見直す必要がある場合は、改めて、その内容について検討を行った上で改訂することが必要である。

③学校施設のバリアフリー化に関する支援の充実

- 国においては、基本的な教育条件の一つとして、どこで学校で学んでも安全で快適な環境で教育を受けることができるよう、学校施設の整備に関して、地方の財政力の差や財政状況の変動にかかわらず、財源を安定的に保障することが必要である。
- このような観点から、国においては、バリアフリー化が一層加速していくように、財政支援について、以下のとおり、制度的な充実を図り、必要な予算の確保を図っていくことが求められる。
 - ・ バリアフリー法の改正を踏まえ、既存の学校施設のバリアフリー化のための補助制度について、補助率の嵩上げなど、具体的にバリアフリー化を促進するための制度的な対応を検討する。
 - ・ 公立学校施設のエレベーターの整備に係る建築単価について、現場の実情を踏まえ、所要の経費を適切に反映したものに改定するなど、支援の充実を図る。

- ・ 公立学校施設のエレベーターの設置などバリアフリー化後に適切な維持管理が行えるよう、必要な地方財政措置を行う。
- ・ このほか、都道府県から市町村に対する財政支援などの仕組みが構築されるよう、好事例を収集し働きかけを行う。

④学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援

- 国においては、技術的知見の少ない地方公共団体においても、バリアフリー化に係る整備が行えるよう、学校設置者を対象とした研修会やセミナーの開催、バリアフリー化の好事例の横展開等を通じて、学校施設のバリアフリー化の普及啓発に取り組むことが必要である。また、学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し周知を図るなど、都道府県と連携し学校設置者の取組を技術的に支援すること。さらに、建築の専門知識を有する職員が不在の教育委員会においても建築担当課と連携しつつ、学校施設のバリアフリー化が円滑に行えるよう、国土交通省の協力を得て取り組むことが必要である。
- 国においては、学校設置者が、教育振興基本計画や学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）等への今後の適時の反映も含めて、優先順位をつけながら、着実にバリアフリー化を進めるための計画を策定できるよう、好事例を収集し普及啓発を行うことが必要である。

⑤学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進

- バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとされている。
- 国においては、これらの移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、学校施設にアプローチする通学路等も含めて、面的・一体的なバリアフリー化が推進されるよう、文部科学省と国土交通省とが連携し、積極的な普及啓発を行うとともに、必要な財政支援を行うことが必要である。

⑥学校における心のバリアフリーの推進

- 国においては、学校施設のバリアフリーだけでなく、「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することで、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化が推進されるよう、引き続き地方公共団体へ好事例の普及啓発を行うことが必要である¹²。

¹² 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン関係閣僚会議）においても、心のバリアフリーに必要なことの一つとして「障害の社会モデル」を理解することが挙げられている。

（２）学校設置者等における方策

①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定

- 学校設置者においては、改正法の趣旨や附帯決議等を踏まえ、とりわけ、公立小中学校等を中心に、所管する学校施設のバリアフリー化の実態について、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況や将来的な動向、避難所指定の状況等を含めて的確に把握することが必要である。その上で、それらの実態や、今後国が設定する整備目標も踏まえ、バリアフリー化に関する整備目標を設定することが必要である。

②学校施設の計画的なバリアフリー化等

- 学校設置者においては、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、バリアフリー化に関する整備計画を策定・公表し、それに基づき、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、長寿命化改修の機会を活用することを含め、学校施設のバリアフリー化に関する整備を計画的に行うこと¹³。その際、新增改築時のバリアフリー基準の適合はもとより、既存施設のバリアフリー化に関する整備を着実に行うことが必要である。

また、バリアフリー化された施設においても、日常の点検・補修や定期的な維持修繕を適切に行うとともに、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、必要に応じて、その状況を点検すること。

同時に、学校設置者においては、バリアフリー化された学校施設等を活用しつつ、心のバリアフリーの推進にも努めることが必要である。

③都道府県におけるバリアフリー化推進のための支援

- 都道府県の教育委員会においては、広域人事など市町村（特別区及び組合を含む。以下、本項目において同じ。）間の調整や小規模市町村に対する支援を行うなど、市町村の自主性を尊重しつつ、都道府県全体としての教育の質の保証・向上を図っていくことが求められている。そのような中、先進的な取組を行う都道府県では、域内のバリアフリー化を一層推進するため、以下のような方策を積極的に講じている。

都道府県の教育委員会においては、これらの方策を参考にしつつ、域内市町村も含めた学校施設のバリアフリー化が加速していくよう方策を講じる必要がある。また、都道府県の私立学校主管部局においても同様に、所管する私立学校施設のバリアフリー化の推進が図られるよう、普及啓発に努めることが必要である。

（域内市町村のバリアフリー化を推進するために都道府県が独自に講じている方策）

- ・ 条例¹⁴で学校施設のバリアフリー化を義務化

¹³ 策定した整備計画を実効性の高いものとするためには、学校施設のバリアフリー化を、個別施設計画策定時の実態把握のための評価項目に位置付けることや、学校評価における評価項目、指標として設定することも考えられる。

¹⁴ バリアフリー法第14条第3項に基づく委任条例によるもの。

- ・ 域内市町村の財政負担を軽減するために、都道府県独自の財政支援の仕組みを構築
- ・ 域内市町村の教育長等からバリアフリー化の対応方針をヒアリングするなど、市町村の取組を積極的に促進
- ・ 域内市町村の担当者を集めた研修会を開催しバリアフリー化の技術面の課題をフォロー

第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

- 第1部までの議論及び現行の学校施設バリアフリー化推進指針を踏まえつつ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案（変更箇所を明示したもの）を以下のとおり提示する。

はじめに

- 近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。
- バリアフリー化を進めていく上で押さえるべき重要な社会的動向として、これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている状況にある。また、令和2年5月、バリアフリー法及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっている。
- このような状況を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討がなされ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案を含めた報告書が取りまとめられた。
- 今後、各学校設置者においては、本指針を活用し、既存施設を含めて所管する学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に推進していくことを強く期待する。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○本指針の位置付け

本指針は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設のバリアフリー化を図るため、関係法令等（※）の規定に基づくことはもとより、本指針及び後述する学校施設整備指針の関係留意事項に十分配慮すること。

※ バリアフリー法並びに地方公共団体が制定しているバリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例等に基づく関連基準を指す。関連として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省作成）への適合・整合もあわせて検討する。

○本指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○本指針の表現

本指針においては、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

○学校施設整備指針との関係性

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

学校施設整備指針においては、特別支援学級関係室や、通級による指導のための関係室をはじめ、特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間など、特別支援教育の推進のための学校施設の計画・設計上の留意事項を詳細に記載するとともに、多様な障害の特性に応じた詳細な留意事項についても記載している。

このため、学校施設のバリアフリー化を図る際には、学校施設バリアフリー化推進指針と併せ、学校施設整備指針の記載についても参照すること。

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが求められている重要である。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や、性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、その基盤となる学びの環境整備を力強く推進することが重要である。

これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させることが求められている。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にあること等を踏まえ、バリアフリー法及び同法施行令が改正され、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準適合の努力義務が課せられることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していくことが重要である。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとなっている。特別な支援を要する児童生徒にとっては、各種情報のやりとりを行うに際し有用であることはもとより、ICTの活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質を大きく向上させることを考慮することが重要である。そのため、学校施設のバリアフリー化を推進すると同時に、障害のある児童生徒の教育環境を充実させるためにもICTの活用を推進することが重要である。

したがって、このような状況を踏まえ、各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めることが重要である。一方また、既存施設においてもは、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

その際、様々な障害の特性も考慮しつつ、校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるよ

うバリアフリー化を目指すことが重要である。

(1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮

障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育¹⁵を推進するため、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、学校施設において個々のニーズに応じた対策を実施することが必要である。また、災害時において児童生徒等が安全に避難することができるよう、適切な避難経路を確保することが重要である。

なお、障害のある児童生徒に配慮した対策は、児童生徒のみならず、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が施設を安全かつ円滑に利用するための対策としても重要有効である。

(2) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮

「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することが重要である。同時に、バリアフリー化された学校施設は、その利用を通じ、児童生徒に対して多様な他者への障害者に対する理解を深める学習効果が期待できるものであり、関連する教科等において具体的に活用することも有効が重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に資するため、学校施設の整備においては、小学校、中学校、~~及び特別支援学校盲学校、聾学校及び養護学校~~などとの間の連携を含め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、各々の教育的ニーズに応じ、交流及び共同学習を~~や~~高齢者などとの交流活動が安全かつ円滑に実施できる施設となるように、障害のある児童生徒や高齢者が安全かつ円滑に利用できる計画とすることが重要必要である。また、教育的な意義の観点から、障害者や高齢者などとの交流活動を安全かつ円滑に実施できるよう配慮することも重要である。

(3) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮

障害のある児童生徒等~~等~~に対しては、施設のバリアフリー化のみならず、教材・教具の工夫~~や~~はもちろん、安全かつ円滑に教室への出入りや便所等の利用ができる教室の使用を提供するなど、ハード面での配慮に~~加え~~や、施設~~の~~をより利用しやすくなる運営・管理、人的支援等のソフト面との連携などについて考慮することが重要必要である。また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等をはじめ、学習面だけでなく生活面においても個々の状況に応じ、人的サポートが必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制と連携した計画とすることが重要必要である。

¹⁵ 学校教育法第七十二条、同法第八十一条参照

(4) 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮

学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤であり、~~「社会に開かれた教育課程」の実現や地域とともにある学校づくりを進めていくため、保護者、地域住民等が学校運営に参画し、様々な学校の教育活動を支援する取組も行われることから、学校の教育活動へ~~地域の人材をの受け入れるなど、様々な人々がの学校教育への参加や地域住民が生涯学習の場として利用することを考慮した計画とすることが重要必要である。

(5) 災害時の~~応急~~避難場所となることを考慮

学校施設は、~~地震等の~~災害発生時には地域住民の地域の避難所~~応急的~~な避難場所としての役割も果たすことから、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能について、地域の高齢者や障害者等も含めた様々な人々が利用すること地域住民が利用することを考慮した計画とすることが必要であり、災害時の利用も考慮し、校舎のみならず、屋内運動場なども含めた学校全体のバリアフリー化を図ることが重要である。また、良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画していくことが重要である。

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、既存学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが重要必要である。

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

既存学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

(2) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定

地方公共団体等の学校設置者は、これまで述べた学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方を踏まえ、第2章で述べる計画・設計上の留意事項を参考として、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を早急に策定し、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要である。

既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定するには、まず、所管する学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、施設利用者障害のある児童生徒等の安全かつ円滑な利用に対する

障壁を的確に把握するとともに、域内全体としての実態を総合的に整理する。その後、それらの障壁を取り除くための整備方法を検討するとともに、必要となる経費を試算するなど全体の事業量を把握する。さらに、将来動向の推計も含めた障害のある児童生徒の在籍状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、所管する学校施設に係る合理的な整備計画を策定することが重要である。

なお、バリアフリー化に関する整備計画の策定に際しては、人的対応等の運営面でのサポート体制と連携して、段階的な整備目標を設定することも有効である。

(3) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

設置者は、所管する学校施設に係る整備計画に基づき、計画的に学校施設のバリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

なお具体的には、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するために障壁を取り除くという観点からは、円滑に利用できる便所の整備、校内を円滑に移動するための通路の確保スロープやエレベーター等の設置が重要である。さらに加えて、個々の障害の状態や特性等に応じた適切な整備を実施する必要があることを考慮して、バリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

また、建物部位や単位空間のバリアフリー化といった部分的な整備にとどまることなく、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭において計画・設計を行うことが重要であり、学校施設の長寿命化改修の機会を活用することを含めて、バリアフリー基準に適合するよう整備することが望ましい。耐震化や防犯対策に係る整備等と併せてバリアフリー化に関する整備を実施するとともに、加えて、迅速に段階的整備を進める観点から、小修繕や既製品を用いる等により対応することも有効である。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1 計画・設計上の基本的留意事項

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を推進するためには、施設整備に関する企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階において、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画による総合的な検討を行うことが重要である。

その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

(2) 適切な整備目標の設定

学校施設のバリアフリー化に関する整備に際しては、個々の学校における施設利用者の特性、施設用途、立地環境、運営面でのサポート体制等に対応し、過度な整備とならないように重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、適切な整備目標を設定することが重要である。整備目標の設定に当たっては、新たに整備する学校施設新築建物のみならず、既存学校施設建物においても多様な人々が安全かつ円滑に利用できるように、ユニバーサルデザイン¹⁶の観点から検討することが重要である。

また、なお、整備目標は必要に応じて整備目標を段階的に設定し、計画的に整備することも有効である。

(3) バリアフリー化等の事後点検の実施

学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、安全かつ円滑に利用するためには、日常の点検・補修や定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

施設利用者からのニーズの進展や多様化に対し、改修整備等を柔軟かつ段階的に実施できるように計画することが重要である。また、事後点検を実施する組織を設置し、定期的に施設利用者と情報交換等を行い、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、その状況について点検しの状況について検証することは、バリアフリー化の進展のために有効重要である。

2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

(1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置

敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とすることが重要である。

¹⁶ ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

(2) 建物間の移動がしやすい建物配置

- ① 校舎間、校舎と屋内運動場間等の移動については、動線が短く、できる限り平面移動が可能な建物配置とすることが重要である。
- ② 児童生徒数の将来動向を的確に検討、把握し、長期的な視野に立った建物配置とすることが重要である。

(3) 安全で移動しやすい敷地内通路

- ① 敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した計画とし、安全かつ円滑に利用できるものとするのが重要である。
- ② 敷地内通路は、できる限り段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ③ スロープや階段を設ける場合は、安全で使いやすいように、その手前に存在を認識できる措置を講じるとともに、適切な幅員及び勾配とし、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。なお、階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい。
- ④ 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。
- ⑤ 階段やスロープの登り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないように、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。
- ⑥④ 通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスタ等が落ちないように配慮することが重要である。
- ⑦⑤ 視覚障害者が敷地境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置又は視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の配慮をすることが重要である。
- ⑧⑥ 階段、スロープ等は、認識しやすいように他の部分と色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。

(4) 建物から円滑に移動できる屋外運動場

建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。

(5) 利用しやすい駐車場

- ① 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等

の利用する駐車場を確保することが望ましい。

- ② 車いす使用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい。

3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画

(1) どこにでも円滑に移動できる平面計画

- ① 同一階においては、できる限り段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 障害のある児童生徒等が利用する教室等が複数階にわたる場合には、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要である。

(2) 動線が簡明な平面計画

- ① 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに利用することに配慮して、児童生徒の利用スペースを集約して計画したり、可能な限り遠回りとならない動線を設定する等、動線が簡明な平面計画とすることが重要である。
- ② 児童生徒等が、まとまりのある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じて円滑に移動することができるように明確な動線を設定することが重要である。

(3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成

建物内での自分の位置を認知・把握しやすくするとともに、教職員が児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間構成とすることが重要である。

(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保

- ① 災害時の避難経路は、できる限り段差のない経路を確保するとともに、明確な動線とし、屋外又は一時待機スペースまで可能な限り一人でも避難できるように配慮した計画とすることが重要である。なお、一時待機スペースから屋外までの避難及び一人で避難することが困難な児童生徒等の避難については、運営面でのサポート体制と連携し、安全かつ円滑に実施できるように配慮した計画とすることが重要である。
- ② 多人数が同時に利用する施設を避難階以外の階に計画する場合は、複数の避難動線を設定する等、非常時の迅速な避難に配慮した計画とすることが重要である。
- ③ 避難経路は、児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるように配慮することが望ましい。
- ④ 防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のものを設置することが望ましい。

(5) 誰にでもわかりやすい案内表示

- ① 案内表示は、建物の出入口やエレベーターホールなど、動線の要所に、利用者が認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、日本産業工業規格（J I S）の案

内用図記号¹⁷を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。

- ② 屋外運動場、屋内運動場、図書館等の学校開放や災害時の応急的な指定緊急避難場所等として不特定多数の者が利用する施設は、外部から認識しやすい位置、大きさで施設名を表示することが有効である。
- ③ 視覚障害者の利用に配慮して、点字表示や案内・サインの拡大表示等を行うことが有効である。
- ④ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、避難口誘導灯は自動火災報知器と連動して誘導音、点滅機能及び非常文字表示装置等を設置することが有効である。

4 使いやすく、安全で快適な各室計画

(1) 利用しやすい教室等

- ① 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保することが重要である。
- ② 適正な吸音性能を持つ天井、壁材を採用することが重要である。特に、一定の静寂さを必要とする空間については、適度の遮音性を持つ仕様とすることが重要である。
- ③ 安全性、快適性に配慮して、適度に弾力性があり、柔らかな手触りや暖かみのある素材を採用することが有効である。
- ④ 障害のある児童生徒の学習方法に配慮して、教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保したり、障害に応じた専用の学習空間、障害のある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模空間コーナー等を設置できるように計画することが有効である。また、運営面での対応と連携し、障害の特性に応じて、教室内の動線を確保したり、騒音や雑音、視覚的な刺激を避けるように計画することが有効である。-

(2) 移動しやすい屋内の通路

- ① 屋内の通路は、滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。また、できる限り段差を設けず、突起物、支障物をなくすなど、安全でわかりやすい動線となるように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。-
- ② 屋内通路は、安全かつ円滑に利用できる幅員を確保することが重要である。
- ③ スロープは、車いす使用者だけでなく、多様な人々が安全で使いやすいように、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。
- ④ 床と壁の立ち上がりの境を視認しやすくするため、床と壁の仕上げは、色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。
- ⑤ 車いす使用者に配慮して、必要に応じて通路の壁には車いすフットレストあたりを

¹⁷ 案内用図記号：日本産業工業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

設置することが有効である。

- ⑥ 障害のある児童生徒等の利用に配慮して、必要に応じて滑りにくい材質の手すりを設置することが有効である。
- ⑦ 通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、腰掛け等を設置するとともに、車いす使用者のスペースにも配慮することが有効である。

(3) 円滑に利用できる階段

- ① 階段は、安全かつ円滑に利用できる幅員及び勾配を確保するとともに、表面は滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。－
- ② 階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、色相や明度、彩度の差等に配慮することが重要である。
- ③ 主要な階段は、直階段又は折り返し階段とし、踏面及び蹴上げの寸法は一定とすることが重要である。
- ④ 階段には、踊り場等の空間を、非常時の避難や転倒時の危険防止等にも配慮しつつ計画することが重要である。
- ⑤④ 段鼻は、識別しやすく、つまずきにくいものとすることが重要である。
- ⑥ 階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい。
- ⑦⑤ 手すりは、視覚障害者にとっては有効な誘導サインともなるため、設置位置などに留意し、連続して設置することが望ましい有効である。
- ⑧⑥ 視覚障害者の利用に配慮して、階段の手すりに階数を点字で表示することが有効である。

(4) 利用しやすいエレベーター

- ① エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要である。
- ② エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用を配慮して設置することが重要である。
- ③ エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。また、車いす使用者が直進でエレベーターに進入又は退出できるように設置することが望ましい。
- ④ 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい。
- ⑤ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。
- ⑥ 視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが有効である。
- ⑦ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時の応答、過負荷ブザー等の音声情報を視覚情報等でも表示することが有効である。

(5) 誰もが利用できる便所

① 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた多様な便所を計画することが重要である。

②④ 便所は、障害のある児童生徒等の利用に配慮した計画とし、車いす使用者用便房¹⁸を設置することが重要である。この際、車いす使用者用便房は男女共用とすることが望ましい。

③④ 車いす使用者用便房を設置する便所については、便所及び便房の出入口並びに通路について、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保することが重要である。

④ 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便房、オストメイト対応の水洗器具を、一般の便所内あるいは適切な位置に確保することが重要である。

⑤④ 床面は滑りにくい仕上げとし、便所及び便房の出入口並びに通路は段差をなくするとともに、出入口に戸を設ける場合には円滑に利用できる仕様とすることが重要である。

⑥④ 小便器の一個以上は、床置き式又は壁掛式低リップ¹⁹とし、手すりを設置することが重要である。

⑦⑤ 障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動の際などにに教室を移動しながら利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが望ましい。とりわけ、新築・改築時や、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階に車いす使用者用便房を設置することが重要である。

⑧④ 車いす使用者用便房、オストメイト対応の水洗器具、オムツ交換シート等の設置などを組み合わせて多機能便房²⁰とする場合については、多機能便房以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど、適切な位置に設置するとともに、車いす使用者の利用に支障が生じないように、整備する箇所に配慮することが望ましい。

⑨⑦ 車いす使用者用便房や多機能便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要である望ましい。

⑩④ 洗面台の一個以上は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じることが望ましい。

⑪④ 視覚障害者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置については、日本産業規格（J I S）²¹を踏まえ、を統一することが望ましい有効である。

¹⁸ 車いす使用者用便房：車いす使用者が円滑に利用することができるよう、腰掛便座、手すり等が適切に配置され、十分な空間が確保されている便房。

¹⁹ 壁掛式低リップ：前方に張り出した受け部（リップ部）が床置き式と同様に低く設計されている小便器。

²⁰ 多機能便房：障害のある児童生徒、高齢者、身体障害者に限らず、乳幼児を伴う者等の多様な人々が可能な限り容易に利用できるように、腰掛便座、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等を設置し、車いすの回転や介助者の同伴等多様な動作が可能な空間が確保されている便房。

²¹ 日本産業規格の JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）

⑫⑭ 視覚障害者の利用に配慮して、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが有効である。

⑬⑭ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、便房の戸に使用中か否かの表示装置を設置するなど、わかりやすいものとすることが有効である。

⑭ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時であることを知らせるための光警報装置を設置することが有効である。

(6) 出入りしやすい教室等の出入口

① 出入口は、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、通過可能な幅を確保するなど、安全かつ円滑に利用できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。また、出入口の幅は、非常時の児童生徒等の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。特に、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とすることが重要である。

② 出入口の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要であり、る。引戸とすることが望ましい。この際、危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形式とすることが重要である。また、開き戸を設ける場合も、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。

③ 車いす使用者が戸の開閉や出入りを行うために必要なスペースを確保することが望ましい。

④ 出入口の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。

⑤ 視覚障害者の利用に配慮して、点字や浮き彫り文字により表示を行うことが有効である。

(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関

① 建物に出入りしやすいよう、分かりやすい位置に、昇降口、玄関及び受付の配置を計画することが重要である。また、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の配置にも考慮して計画することが重要である。

② 昇降口、玄関は、床面を滑りにくい仕上げとし、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、必要かつ十分な通過可能な幅を確保するなど、安全かつ円滑に通過できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。

③ 出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保することが重要である。

④ 昇降口、玄関の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要である。また、必要に応じて、自動ドアを設置することが望ましい。

⑤ 昇降口、玄関の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。

- ⑥ 受付の位置は、高齢者、~~身体~~障害者等に対する情報提供やサポート等の運営体制を考慮して計画することが有効である。
- ⑦ 出入口付近に受付カウンターやインターホン等の案内設備を設置することが望ましい。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声~~等~~により案内設備への誘導を行うことが有効である。
- ⑧ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、建物や施設の情報案内を点字、音声、文字等により適切に表示することが望ましい有効である。
- ⑨ 車で送迎が必要な児童生徒等の利用に配慮して、車寄せには屋根を設置することが望ましい有効である。

(8) 操作がわかりやすい建築設備

- ① 建築設備は、操作しやすく、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② スイッチ、コンセント、手洗い場等の設備は、~~大きなものを~~使いやすい位置に配置することが重要である。スイッチは大型で操作が容易なボタン形式のものとともに、スイッチと壁の色の色相や明度、彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ③ 放送、音響設備は、聴き取りやすいように配慮することが重要である。また、聴覚障害者に配慮して、放送、音響設備とともに文字情報を提示する電光表示板等を設置することが有効である。
- ④ 施設利用者の特性や施設用途、立地環境等を考慮し、聴覚障害者の利用に配慮して移動式又は固定式磁気誘導システムループ²²等を設置することが有効である。

(9) 利用しやすい家具

- ① 黒板、机、いす、各種棚等の家具は、利用者の体格に配慮して設置することが重要である。
- ② 高さ等の調整が可能な机、いす、黒板等を設置することが望ましい。
- ③ 視覚障害者が楽な姿勢で読み書きを行うことができる傾斜調整が可能な机や、点字機器や教材拡大機器等を使用できる広い机面の机など、障害の特性に配慮した家具を配置することが有効である。

(10) 適切な照明設備

施設利用者の特性、施設用途、立地環境、照明の用途等を考慮して、見やすくまぶしさのない良質な光の得られる照明器具を選定するとともに、適切な照度、照明器具の位置等

²² 磁気誘導システム（ヒアリングループ）磁気ループ：音声を変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができるようにするシステム。教室やホールの床下などに電線をループ状に敷設し、アンプ等を通して音声信号の電流を流すことにより磁場を形成するとともに、~~そして補聴器の誘導コイル（テレホンコイル）でその磁気を受信し音声信号として聞きとる~~固定式のシステムや、持ち運びができ必要な箇所に磁気ループをつくる移動式のシステムがあるである。~~騒音に強く、電線が敷設されたループの中では、話し手との距離に左右されずに、どこにいても安定した状態で音声信号を聞くことができる。~~

を計画することが重要である。

(11) 明確な色彩計画

色彩~~計画~~は、その組合せ等により、エリア表示、誘導方向表示、サインなどと代替可能であるため、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、視覚面や心理面での効果等を十分に検討して、空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行う計画することが重要である。

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

- 第1部第2章2（1）①において言及した、学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案を以下のとおり提示する。

1. 整備目標案の検討の前提

- バリアフリー法の改正により、公立の小中学校等がバリアフリー基準適合義務の対象となるとともに、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることを踏まえ、改正法の附帯決議には、以下のとおり、整備目標に関する言及がなされたところである。

バリアフリー法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日 衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一から三 略

四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。（後略）

バリアフリー法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日 参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一から四 略

五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。（後略）

- これを踏まえ、本協力者会議では、公立の小中学校等を対象とし、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案を提示し、整備の促進を図る。
- また、公立の小中学校等は、日常的には児童生徒が学習・生活する場であり、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物ではないものの、特別支援学級の設置が約8割で行われるなど、障害のある児童生徒の利用が定常的

に想定される状況となったこと、約9割が避難所に指定²³されており、バリアフリー化されることで、災害時の高齢者、障害者等の安全・安心の確保にもつながること等から、今般の改正により新たにバリアフリー基準の義務付けの対象に追加されたものである。

- このため、従前からバリアフリー基準の適合義務が生じていた他の特別特定建築物と同様の整備目標を設定することは困難であり、学校施設の特性及び令和2年度に実施した「公立小中学校施設のバリアフリー化の状況調査」の結果等を踏まえ、学校設置者の実態に配慮した整備目標案を検討する。

2. 整備目標案の設定の考え方等

(1) 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

(2) 令和7年度末の整備目標案

- (1)で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、緊急かつ集中的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、重点化を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 新增改築時はもとより、長寿命化改修等の大規模改修時の機会を活用し、バリアフリー基準への適合を促すとともに、迅速な対応を求める観点から、学校の実情等に応じ、バリアフリー設備の部分的な整備も促進する。

²³ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む(文部科学省調査、令和2年5月1日現在)。

- なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。

(具体的な整備目標)

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案	
車椅子使用者用 トイレ		校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
		屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する ²⁴
		屋内運動場	74.4%	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター ²⁵		校舎	27.1%	要配慮児童生徒等 ²⁶ が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
		屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

(3) 個別の目標設定の考え方

(2) で示した整備目標案について、個別の目標設定の考え方を以下に示す。

①車椅子使用者用トイレ

- 災害時に避難所となる施設において、車椅子使用者用トイレは、良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されている学校における整備率を原則100%とすることを目標案とする。
- 避難所の指定状況は、校舎が総学校数の80.5%、屋内運動場が総学校数の94.8%の状況であるが、校舎は日常的に児童生徒が学習・生活する場であることを考慮し、校舎についても、屋内運動場と同様の割合の学校において、車椅子使用者用トイレを原則100%整備することを目標案とする(校舎、屋内運動場ともに令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当)。

²⁴ 小修繕や既製品による対応を含む。

²⁵ エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

²⁶ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

②スロープ等による段差解消

- スロープ等による段差の解消は、円滑な移動等を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置付け、全ての学校を対象とし、整備率を原則 100%とすることを目標案とする。
- この際、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や既製品による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとする。

③エレベーター

- エレベーターの整備については、エレベーターを必要とする児童生徒や教職員が在籍していない学校ではほとんど使用されていない一方で、メンテナンス等の維持管理コストが大きく発生すること等の課題も指摘されており、財政事情等を踏まえても、全ての学校において直ちに整備することが困難な実態がある。
 - 他方、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員（要配慮児童生徒等）が在籍している学校においては、人的サポートがなければ、日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難な状況にあり、施設面での対応を急ぐ必要性があると考えられることから、現に要配慮児童生徒等が在籍している学校から、エレベーターを段階的・優先的に整備していくことは合理的と言える。
 - このため、校舎、屋内運動場ともに、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、エレベーターを原則 100%整備することを目標案とする（校舎：令和 2 年度調査時点で総学校数の約 40%に相当、屋内運動場：令和 2 年度調査時点で総学校数の約 75%に相当）。
- なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みがある場合は、柔軟かつ適切に対応していくことが重要である。

学校施設におけるバリアフリー化の状況調査※ の結果の概要

※令和2年5月1日時点。

<公立小中学校※>

※義務教育学校、中等教育学校（前期課程）を含む。

I バリアフリー化の状況

1. 全体

(1) 校舎

総学校数	車椅子使用者 用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔 1階建ての校舎のみ 保有する学校※ ² を含む 〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
28,156 (100.0%)	18,359 (65.2%)	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は248校（総学校数の0.9%）。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は7,386校（総学校数の26.2%）。

(2) 屋内運動場

総学校数	車椅子使用者 用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔 1階建ての屋内運動場のみ 保有する学校※ ² を含む 〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等から アリーナ等まで※ ¹	
27,890 (100.0%)	10,299 (36.9%)	20,747 (74.4%)	15,884 (57.0%)	18,387 (65.9%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,060校（総学校数の61.2%）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,327校（総学校数の4.8%）。

2. 配慮が必要な児童生徒等※が在籍する学校のバリアフリー化の状況

※ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員。

(1) 校舎

- 配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数 6,303 校（総学校数 28,156 校の 22.4%）

配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※ ² を含む〕
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から 教室等まで※ ¹	
6,303 (100.0%)	4,970 (78.9%)	5,395 (85.6%)	4,576 (72.6%)	2,568 (40.7%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は 26 校（配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数の 0.4%）。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は 2,542 校（配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数の 40.3%）。

(2) 屋内運動場

- 配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数 6,278 校（総学校数 27,890 校の 22.5%）

配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての屋内運動場のみ 保有する学校※ ² を含む〕
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から アリーナ等まで※ ¹	
6,278 (100.0%)	2,638 (42.0%)	5,039 (80.3%)	4,126 (65.7%)	3,977 (63.3%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、3,514 校（配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数の 56.0%）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は 463 校（配慮が必要な児童生徒等が在籍する学校数の 7.4%）。

3. 避難所に指定※されている学校のバリアフリー化の状況

※ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

(1) 校舎

- 校舎が避難所に指定されている学校数 22,669 校 (総学校数 28,156 校の 80.5%)

校舎が避難所に指定されている学校数	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差の解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む〕
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで※ ¹	
22,669 (100.0%)	15,166 (66.9%)	17,939 (79.1%)	13,278 (58.6%)	6,118※ ² (27.0%)

※¹ 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※² 全体における割合から1階建ての校舎のみ保有する学校は157校(避難所に指定された学校数の0.7%)。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は5,961校(避難所に指定された学校数の26.3%)。

(2) 屋内運動場

- 屋内運動場が避難所に指定されている学校数 26,439 校
(総学校数 27,890 校の 94.8%)

屋内運動場が避難所に指定されている学校数	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差の解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む〕
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで※ ¹	
26,439 (100.0%)	9,830 (37.2%)	19,791 (74.9%)	15,201 (57.5%)	17,362※ ² (65.7%)

※¹ 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※² 全体における割合から1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は16,078校(避難所に指定された学校数の60.8%)。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,284校(避難所に指定された学校数の4.9%)。

Ⅱ バリアフリー化に関する整備計画の策定状況

計画や方針等※¹がある学校設置者※² 14.9% (270 設置者／1,810 設置者)

※1 所管する学校施設に係るバリアフリー化に関する計画や方針等。インフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画や教育振興基本計画その他の計画・方針等において、所管する学校施設に係るバリアフリー化に関する整備計画について記載してある場合を含む。

※2 特別支援学校のみ設置する学校設置者を含む。

Ⅲ バリアフリー化の予定

(1) 校舎

校舎におけるバリアフリー化の予定	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター (1階建ての校舎のみ 保有する学校を含む)
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで※ ¹	
整備済み(再掲)	18,359 (65.2%)※ ²	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)
令和2年度	18,677 (66.3%)	22,175 (78.8%)	16,227 (57.6%)	7,803 (27.7%)
令和3年度	18,938 (67.3%)	22,240 (79.0%)	16,317 (58.0%)	7,973 (28.3%)
令和4年度以降	20,075 (71.3%)	22,545 (80.1%)	17,108 (60.8%)	8,879 (31.5%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 学校施設全体 (28,156 校) に対する割合。

(2) 屋内運動場

屋内運動場におけるバリアフリー化の予定	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター (1階建ての屋内運動場のみ 保有する学校を含む)
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等からアリーナ等まで※ ¹	
整備済み(再掲)	10,299 (36.9%)※ ²	20,747 (74.4%)	15,884 (57.0%)	18,387 (65.9%)
令和2年度	10,615 (38.1%)	20,823 (74.7%)	15,976 (57.3%)	18,411 (66.0%)
令和3年度	10,889 (39.0%)	20,921 (75.0%)	16,076 (57.6%)	18,442 (66.1%)
令和4年度以降	12,390 (44.4%)	21,335 (76.5%)	16,925 (60.7%)	18,615 (66.7%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 学校施設全体 (27,890 校) に対する割合。

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討し、報告を取りまとめ（令和2年12月）

報告書の概要

第1部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等

□インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要。

（国における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
- ・学校施設バリアフリー化推進指針等の改訂
- ・財政的な支援の充実（補助率の嵩上げなど制度的な対応、建築単価の改訂など）
- ・バリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援 など

（学校設置者における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定
- ・バリアフリー化に関する整備計画の策定と計画的な整備 など

第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

□学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案について検討。

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

□公立小中学校等施設のバリアフリー化を一層推進していくため、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を検討。

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

関連データ等

目次

- 1 学校施設のバリアフリー化を取り巻く状況等
- 2 これまでのバリアフリー化推進の取組の経緯
- 3 学校施設におけるバリアフリー化の実態

1 学校施設のバリアフリー化を取り巻く状況等

バリアフリーを取り巻く動向

- **障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）**締結。（平成26年1月）
条約では、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の交友の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定。
- **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**施行。（平成28年4月）
法律では、学校教育に関して、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が求められている。国や、都道府県、自治体等は、合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）を行うこととなっている。
【基礎的環境整備の例】

・ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用	・施設・設備の整備
・専門性のある指導体制の確保	・専門性のある教員、支援員等の人的配置
・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導	・取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導
・教材の確保	・交流及び共同学習の推進
- **ユニバーサルデザイン2020行動計画**決定。（平成29年2月）
東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための具体的な施策をとりまとめ。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**改正。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正①

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

※国土交通省資料を抜粋・加工

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正②

●改正前のバリアフリー法(建築物分野に限る)の概要

公立小中学校等を追加(令和3年4月1日施行)

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校(幼、小、中、義務教育、高、中等、大、高専、専修、各種)」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注: 条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務** ※増改築部分のみが義務化の対象
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務** 注: 条例により、面積要件の引下げ可

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】

【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設*の構造及び配置に関する基準。

(例)・敷地外から利用居室までの経路の1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(敷地内通路、出入口、廊下、EV等)にしなければならない

・不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを1以上設ける など。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

注: 条例により、必要な事項の付加可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】

【望ましいレベル】

(※義務づけの対象ではない)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正③

●バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
※2 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口は120cm以上



廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外
※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)
※2 不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物におけるものに限る
※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車椅子使用者用便房の数	建物に1以上※1	各階に原則2%以上※2
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上※1	各階に1以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に限る
※2 多数の者が利用する便所を設ける場合に限る



※その他以下の施設に係る基準がある。
・階段
・ホテル又は旅館の客室
・敷地内の通路
・駐車場
・標識
・案内設備 等

※国土交通省資料を抜粋・加工

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正④

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 三 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

バリアフリー法に基づく基本方針①

(移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について〈令和3年4月1日施行分〉)

※国交省提供資料を加工

一. 移動等円滑化の意義及び目標

(省略)

二. 施設設置管理者が講ずべき措置 ※法改正関係

○移動等円滑化に関する協議への応諾義務

- 新たに公共交通事業者等に対し設けられた、移動等円滑化に関する協議への応諾義務について、関係者との積極的な連絡調整・建設的な議論の重要性を記載

○適切な役務の提供

- 新たに公共交通事業者等に対し遵守義務が設けられた、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に関連し、公共交通事業者等に求められる措置（マニュアル作成や教育訓練を通じた対応方法習得、体制確保等）を記載

○高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

- 新たに施設設置管理者による広報・啓発活動の努力義務が設けられた、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用について、施設設置管理者に求められる措置（職員等関係者への周知、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ、適正利用が必要な施設である旨の表示等）を記載

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化促進地区の要件

- マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

四. 基本構想の指針

○重点整備地区の要件

- 基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

五. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保 ※法改正関係

○高齢者障害者等用施設等の適正な利用

- 国民に対し、高齢者、障害者等による高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮を行う責務が課されたことを受け、高齢者障害者等用施設等の類型ごとに、適正な利用に係る基本的な考え方（※）を提示（※）第10回あり方検討会資料7に記載の内容

バリアフリー法に基づく基本方針②

(バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要））

※国交省提供資料を加工

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

（第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日、第11回検討会：令和2年11月18日）

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進**
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1: 新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2: 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間：平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間**^(※3)
※3: 新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針③

（バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要））

※国交省提供資料を加工

（赤字下線：現行目標からの追加・変更）

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	74%	
		障害者用トイレ(※3)	89%	
	ホームドア・可動式ホーム柵		858駅	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上 の駅は800番線
鉄軌道車両(※4)		75%	○約70% ※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定 ※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める	
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%	バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	98%	
		案内設備(※2)	76%	
		障害者用トイレ(※3)	84%	
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%	約80%
リフト付きバス等(適用除外車両)		5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする	
貸切バス車両(※4)		1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台	○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	100%	
		案内設備(※2)	54%	
		障害者用トイレ(※3)	100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		48%	○約60% ○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 **車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。**

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針④

（バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要））

※国交省提供資料を加工

（赤字下線：現行目標からの追加・変更）

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
		障害者用トイレ(※3)	97%	
	航空機(※4)		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		63%(※5,※6)	約70%
都市公園	園路及び広場		57%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		48%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		36%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		65%(※6)	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック		61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
「心のバリアフリー」			—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%(現状:約80%(※11))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 **車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。**

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

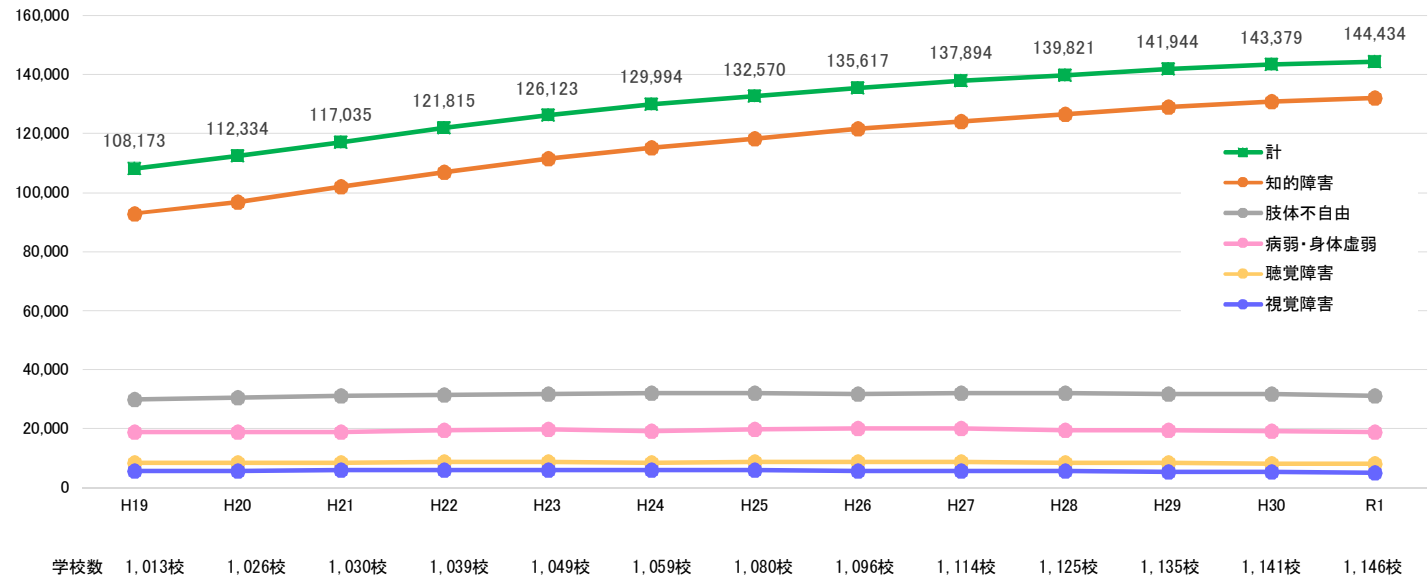
※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

特別支援教育の動向（学校の児童生徒数・学校数の推移）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向。

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移



【令和元年度の状況】

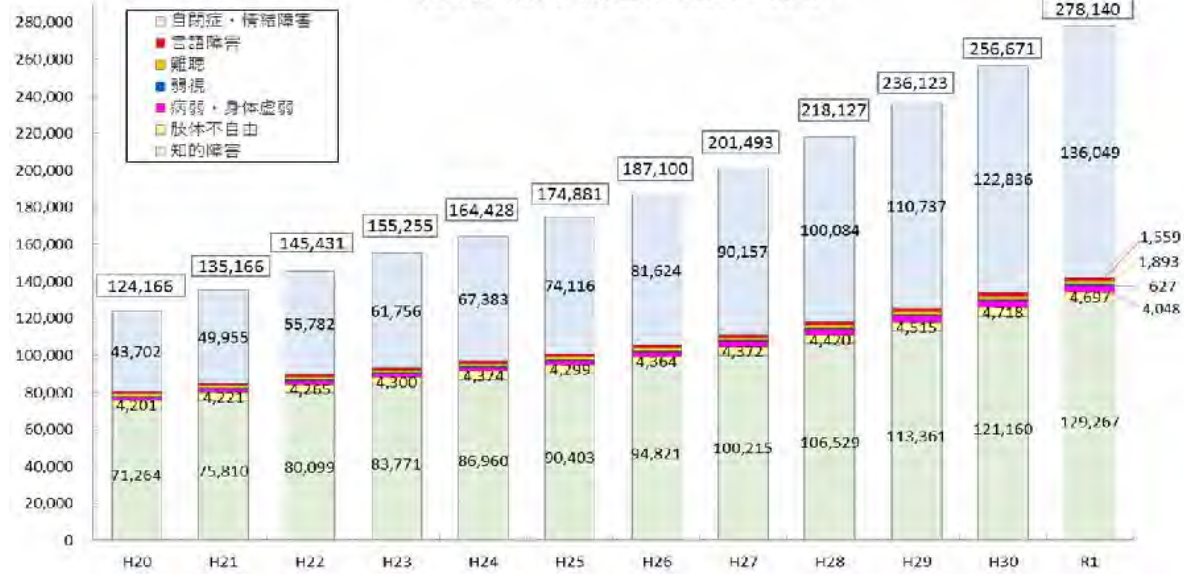
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	118	786	352	151	1,146
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,434

（出典）学校基本統計
※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の動向（特別支援学級の在籍者数の推移）

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向。

特別支援学級在籍者数の推移



【令和元年度の状況】

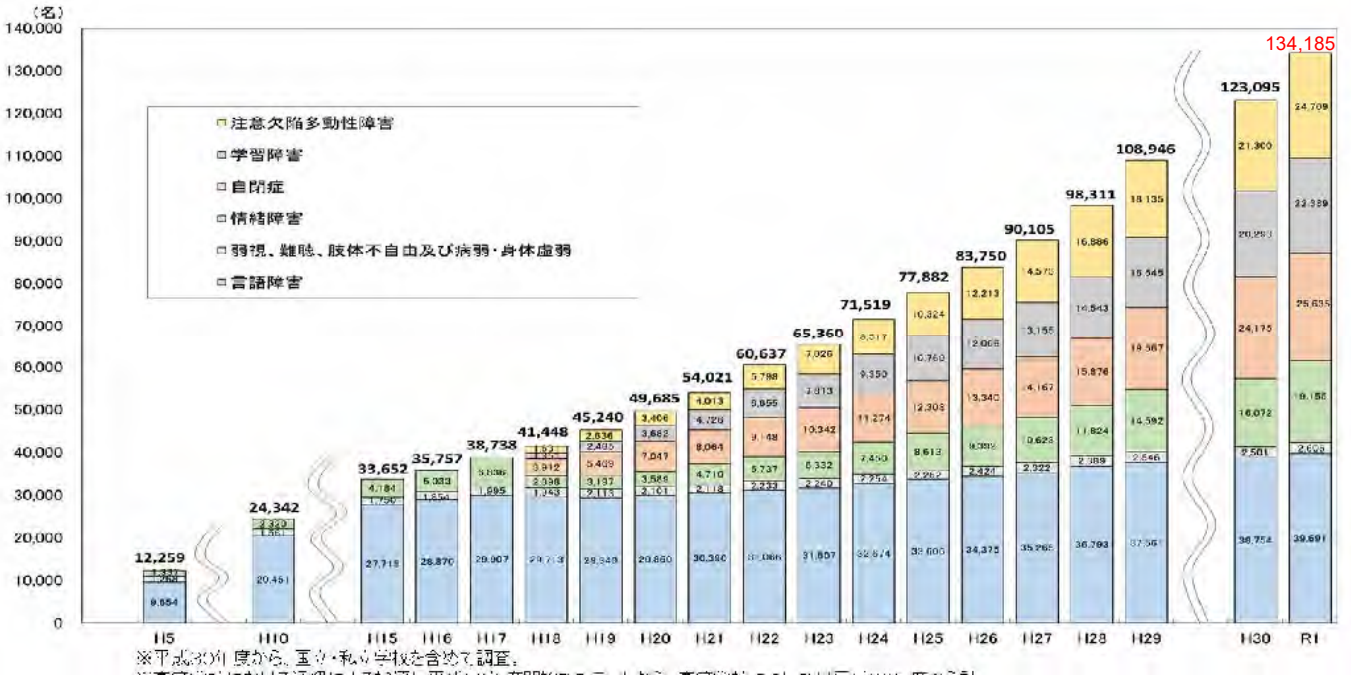
【参考】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計	小中学校等全体※
学 級 数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655	394,212
在籍者数	129,267	4,697	4,048	627	1,893	1,559	136,049	278,140	9,643,935

（出典）学校基本調査
※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学級を含む）・児童生徒数

特別支援教育の動向（通級による指導を受けている児童生徒数の推移）

通級による指導を受けている児童生徒数は、増加傾向。



【令和元年度の状況】

	注意欠陥多動性障害	学習障害	自閉症	情緒障害	弱視・難聴、肢体不自由及び病弱・身体虚弱	言語障害	計
児童生徒数	24,709	22,389	25,635	19,155	2,606	39,691	134,185

（出典）令和元年度通級による指導実施状況調査

【参考】

小中高等学校等全体※
12,827,956

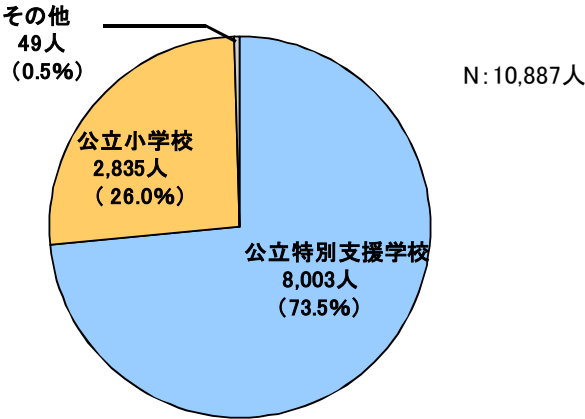
（出典）学校基本調査
※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数

特別支援教育の動向

（特別支援学校への就学基準となる障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数）

令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は62,442人。そのうち10,887人が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先



（参考）市区町村教育支援委員会等における就学指定先の推移

	公立特別支援学校への就学を指定		公立小学校への就学を指定	
平成27年度	6,646 人	(65.8%)	3,420 人	(33.8%)
平成28年度	6,704	(68.2%)	3,079	(31.3%)
平成29年度	7,192	(70.0%)	3,055	(29.7%)
平成30年度	7,429	(72.1%)	2,817	(27.3%)
令和元年度	8,003	(73.5%)	2,835	(26.0%)

※（ ）内は、市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数に占める割合。

特別支援教育の動向

(特別支援学校への就学基準となる障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数)

学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1～6学年計・中学校第1～3学年計) (令和元年5月1日現在)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	15,858 人	1,344 人	227 人	17,202 人
	(92.2%)	(7.8%)	(1.3%)	
中学校	4,914	724	76	5,638
	(87.2%)	(12.8%)	(1.3%)	

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(障害種別在籍者数) (令和元年5月1日現在)

小学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計	中学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	155 人	90 人	22 人	245 人	視覚障害	49 人	52 人	4 人	101 人
	(0.9%)	(0.5%)	(0.1%)	(1.4%)		(0.9%)	(0.9%)	(0.1%)	(1.8%)
聴覚障害	300	256	177	556	聴覚障害	99	116	56	215
	(1.7%)	(1.5%)	(1.0%)	(3.2%)		(1.8%)	(2.1%)	(1.0%)	(3.8%)
知的障害	12,756	547		13,303	知的障害	4,013	277		4,290
	(74.2%)	(3.2%)		(77.3%)		(71.2%)	(4.9%)		(76.1%)
肢体不自由	957	276	24	1,233	肢体不自由	265	145	12	410
	(5.6%)	(1.6%)	(0.1%)	(7.2%)		(4.7%)	(2.6%)	(0.2%)	(7.3%)
病弱	666	149	1	815	病弱	227	121	2	348
	(3.9%)	(0.9%)	(0.0%)	(4.7%)		(4.0%)	(2.1%)	(0.0%)	(6.2%)
重複障害	1,024	26	3	1,050	重複障害	261	13	2	274
	(6.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(6.1%)		(4.6%)	(0.2%)	(0.0%)	(4.9%)

※複数の障害を有する者については、重複障害として計上。なお、本調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

2 これまでのバリアフリー化推進の取組の経緯

学校施設バリアフリー化推進指針の策定

- 平成15年の「**高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律**」（ハートビル法）の改正において、**学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付け**られたほか、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）において、学校施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められた。
- 文部科学省では、有識者会議を設置し、**学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意点を「学校施設バリアフリー化推進指針」としてとりまとめた。**



学校施設バリアフリー化推進指針の構成

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
 - ・ 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
 - ・ 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
 - ・ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
 - ・ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
 - ・ 災害時の応急避難場所となることを考慮
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進
 - ・ 関係者の参画と理解・合意の形成
 - ・ バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
 - ・ 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

以下の3つに分類して提示

- ・ 安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

学校施設整備指針

- 「学校施設整備指針」は、小学校、中学校などの学校種別ごとに、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの。

この指針では、

- ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。

- 平成19年には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実。



学校施設バリアフリー化推進指針と学校施設整備指針の整理イメージ

学校施設バリアフリー化推進指針

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

バリアフリー化等の視点

バリアフリー化の教育的な意義に配慮することや、運営面でのサポート等との連携を考慮することの重要性 など

既存学校施設のバリアフリー化の推進

関係者の参画と理解・合意を形成することや、整備計画を策定することの重要性 など

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

(例)

- ・関係者の参画と理解・合意の形成を行うための留意点
- ・適切な整備目標を設定するための留意点
- ・バリアフリー化等の事後点検等の実施に係る留意点
- ・学校内の移動等を円滑化するための、階段や便所、出入口など共通空間を中心とした留意点

学校施設整備指針（学校種毎）

第1章 総則 学校施設整備の基本的方針、基本的留意事項等

- 第2章 安全でゆとりと潤いのある施設整備
5 施設のバリアフリー対応 等

今後反映
必要に応じ参照

- 第2章 施設計画
- 第3章 平面計画
- 第4章 各室計画
- 第5章 詳細設計

- 第6章 屋外計画
- 第7章 構造設計
- 第8章 設備設計
- 第9章 防犯計画

・基本的事項 ・共通事項

教育環境について

安全性について

機能性について

バリアフリーについて

⋮

今後反映

・詳細な留意点等

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

(教室毎の留意点)
(障害種別の留意点)

今後検討

⋮

学校施設のバリアフリー化に係る事例集

学校施設のバリアフリー化等に関する事例集（平成17年3月）



文部科学省委嘱調査研究
社団法人日本建築学会文教施設委員会・学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究委員会

「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月文部科学省大臣官房文教施設企画部)に基づき、学校施設のバリアフリー化に係る具体的な計画・設計手法等に関する事例を取りまとめ。

指針の記載内容と関連した事例を、留意事項ごとにそれぞれ写真も使って説明。



昇降口の段差をスロープにより解消した事例
(秋田県秋田市立 勝平小学校)

学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集（平成19年6月）



文部科学省大臣官房文教施設企画部・国立教育政策研究所文教施設研究センター

学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画を策定するなどして、学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を、実践事例集として取りまとめ。

体制づくりや段階的整備などのポイントについて説明。

	鳳凰小学校	都立小学校	市立小学校	市立小学校	市立小学校
本館使用部室整備への対応	●	○	○	○	○
玄関前の段差の解消	○	○	○	○	○
玄関前の段差の解消	○	○	○	○	○

各学校施設の整備項目一覧

学校ごとに左1列に「●」「○」で整備状況を、右3列に「○」で整備時期(短期・中期・長期)を記載。
(茨城県土浦市「土浦市ひとにやさしいまちづくり計画」抜粋)

近年のバリアフリー化に係る提言・報告書等

○「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

(1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について

○バリアフリー化

- ・災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要である。なお、バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効である。

○「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」

平成26年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

第2部 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

②避難所として必要な機能の確保

(略) また、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の避難生活において特別な配慮が必要な方々のために専用のスペースを可能な限り確保するとともに、平常時より学校施設としての基本的な条件であるバリアフリー化や断熱化を進めておくことが重要である。 等

○「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

第2章 避難所機能の確保

(1) 備えるべき施設設備等

- 避難所となる学校施設においては、雨漏り等の施設老朽化に伴う建物性能の喪失がないことのほか、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、学校施設として備えておくべき基本的な建物性能が確保されていることが重要である。

○近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について ～バリアフリー化の取組事例集～

平成30年3月 文部科学省

避難所となる学校施設のバリアフリー化に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例で分かりやすく解説。



公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助（R2第3次補正予算案）

公立学校施設の整備

令和2年度第3次補正予算額（案）：1,305億円

目的

子供たちの生命を守り、地域の避難所となる安全・安心な教育環境を実現するため、計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や防災機能強化など公立学校施設の整備を推進する。

概要

公立学校施設の老朽化対策や防災機能強化を図るため、下記の事業を実施する。

- 老朽化した学校施設の長寿命化改修
- 空調設置（教室や体育館、給食施設）
- 給食施設の整備（災害時の炊き出し機能の強化）等
- 災害時の避難所となる学校施設の防災機能強化、バリアフリー化
- 老朽化したトイレの改修（洋式化、乾式化）



非構造部材の耐震対策



老朽化した学校施設の長寿命化改修



学校施設のバリアフリー化



トイレの洋式化・乾式化



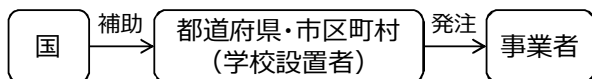
体育館の空調設置



給食施設の整備

事業スキーム

補助率：原則1/3、1/2



公立学校の施設整備に要する経費の一部を、事業等に応じた補助率により補助

事業効果

公立学校施設の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策や防災機能強化等を図り、子供たちが安全・安心に過ごすための教育環境を確保。

公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助（R3予算案）

公立学校施設の整備

令和3年度当初予算額（案）688億円（前年度予算額 695億円）

<令和2年度第1次補正予算額 57億円、第3次補正予算額（案）1,305億円>

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応

3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

体育館の断熱性を確保し空調を設置
避難所機能としても有効活用

普通教室・特別教室に空調を設置し、
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

バリアフリー化により
誰もが安心して学べる場に

ドライシステム化され、空調が整備
された給食施設
災害時にも有効活用（都市ガス、
プロパンガスの2WAY化など）

一人一台端末環境のもと
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、
3密を解消した学習の場として有効活用
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

防災・減災、国土強靭化

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる安全・安心な教育環境の実現（体育館の空調設置、防災機能強化等）
- 計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策（長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化）

具体的な支援策

- 制度改正：バリアフリー化工事の補助率引上げ（1/3→1/2）
給食施設の空調設置工事補助対象化 <令和2年度第3次補正予算より措置>
- 単価改定：対前年度比 +4.6%
- 実践研究：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- 好事例の横展開：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助

文部科学省では、各地方公共団体が公立学校施設のバリアフリー化を行う際の必要な経費の一部に国庫補助を行っている。

バリアフリー化に関する補助事業

【学校施設環境改善交付金】

大規模改造事業（障害児等対策）

1. 対象校

公立小中学校等

2. 算定割合

1/3

⇒令和3年度より、1/2に引き上げ予定。（詳細な要件は現在検討中）

3. 工事内容

エレベータ、自動ドア、スロープ等を設置する工事等のバリアフリー化のための工事



昇降口の段差解消のためのスロープの設置



衛生的な多目的トイレの設置



円滑な移動のためのエレベータの設置

上記の他、公立学校施設を新築、増築、改築するに伴いバリアフリー化する場合も合わせて補助対象としている。

新築・増築：負担割合 1/2 改築：算定割合1/3

予算措置

＜公立学校施設整備費＞

令和3年度当初予算（案）額 688億円の内数

令和2年度第3次補正予算（案）額 1,305億円の内数

令和2年度当初予算額 695億円の内数

ほか、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）470億円の内数

※バリアフリー化に関する事業も含め、公立学校施設整備費の中で措置

公立学校施設のバリアフリー化に関する財政支援－公共施設等適正管理推進事業債－

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

※総務省資料より

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業（施設の一部を基準に適合させる事業を含む）

例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。

・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること（※）。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）

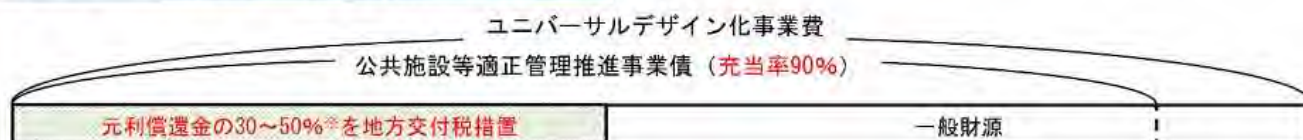


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑧ 緊急防災・減災事業

※総務省資料より

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業

対象事業

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



避難階段の整備



防災行政無線のデジタル化



公共施設の耐震化

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（充当率100%）



国立学校・私立学校施設のバリアフリー化に関する財政支援

国立大学施設

【国立大学法人施設整備費補助金】

【国立大学法人先端研究等施設整備費補助金】

【独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金】

1. 対象

各国立大学法人（附属学校を含む）
各大学共同利用機関法人
各国立高等専門学校

2. 補助率

定 額 10／10

私立学校施設

【私立学校施設整備費補助金】

1. 対象

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く）

2. 補助率

小学校～高等学校等、専修学校（高等課程） 1／3 以内

高等専門学校～大学等、専修学校（専門課程） 1／2 以内

3. 工事内容

「建築物移動等円滑化基準」を満たすために実施するエレベータ、自動ドア、スロープ等の設置等のバリアフリー化工事

3 学校施設におけるバリアフリー化の実態

公立学校におけるバリアフリー化の状況（新築等）

近年新築等が行われた公立小中学校施設のうち、**約9割**にエレベーター、多目的トイレ、スロープが整備。

〈整備状況の推移について〉

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	過去10年 (H19～28) 平均	直近3年 (H26～28) 平均
全整備施設数(※1)	243	315	337	450	392	383	368	409	318	272	3,487	999
バリアフリー化 対応施設数(※2)	213	275	291	369	341	355	315	367	279	257	3,062	903
整備率	87.7%	87.3%	86.4%	82.0%	87.0%	92.7%	85.6%	89.7%	87.7%	94.5%	87.8%	90.4%

※1：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において、仮に学校が特別特定建築物であった場合、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる 2,000 ㎡以上の新築・増築・改築事業を実施した学校施設数

※2：少なくともエレベーター、多目的トイレ、スロープの全てを整備した学校施設数

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究について

令和2年7月17日
大臣官房長決定

1 趣旨

令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討するため、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 学校施設のバリアフリー化等の推進方策について
- (2) その他

3 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
なお、必要に応じて、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

令和2年7月31日から令和3年3月31日までとする。

5 その他

- (1) 本調査研究に係る庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課において行う。
- (2) その他本調査研究の運営に係る事項は、必要に応じ別途定める。

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名
阿 部 一 彦	日本障害フォーラム代表
市 川 宏 伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
岩 崎 元	富里市立浩養小学校校長
上 野 淳	東京都立大学学長
古 俣 和 明	川崎市教育委員会教育環境整備推進室課長（計画推進担当）
菅 原 麻衣子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授
○高 橋 儀 平	東洋大学名誉教授
田 原 優 子	佐賀県多久市教育委員会教育長
三田村 裕	八王子市立第七中学校校長
宮 崎 英 憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授

(○：主査)

【特別協力者】

丹 沢 広 行 国立教育政策研究所文教施設研究センター長

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学 名誉教授）において、「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案も含めた推進方策を検討。
- 令和 2 年12月に取りまとめられた報告を踏まえ、文部科学省として同指針を改訂し公表。

学校施設バリアフリー化推進指針

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や
計画・設計上の留意点等をまとめたガイドライン

第 1 章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

（主な改訂内容）

- ・ インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実していく重要性を明記。
- ・ バリアフリー法改正を踏まえ、既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく重要性を明記。
- ・ 校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、敷地内の経路等も含めたバリアフリー化の重要性を明記。
- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の円滑な実施への配慮の重要性を明記。
- ・ 良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画していくことの重要性を明記。

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

（主な改訂内容）

- ・ バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記。
- ・ バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握すること、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化し整備目標を設定すること等の重要性を明記。
- ・ 学校施設の長寿命化改修の機会の活用を含めたバリアフリー化の重要性を明記。

第 2 章 学校施設バリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

（主な改訂内容）

- ・ 使いやすく、安全で快適な各室計画となるよう、教室等の計画や、移動しやすい屋内の通路、円滑に利用できる階段、トイレの洋式化、車椅子使用者用トイレ、出入口の整備など、計画・設計上の留意点を追記。

学校施設バリアフリー化推進指針

令和 2 年 1 2 月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

はじめに

近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要がある。

バリアフリー化を進めていく上で押さえるべき重要な社会的動向として、これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている状況にある。

また、令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討がなされ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案を含めた報告書が取りまとめられた。

今後、各学校設置者においては、本指針を活用し、既存施設を含めて所管する学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めていただきたい。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○本指針の位置付け

本指針は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設のバリアフリー化を図るため、関係法令等（※）の規定に基づくことはもとより、本指針及び後述する学校施設整備指針の関係留意事項に十分配慮すること。

※ バリアフリー法並びに地方公共団体が制定しているバリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例等に基づく関連基準を指す。関連として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省作成）への適合・整合もあわせて検討する。

○本指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○本指針の表現

本指針においては、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

○学校施設整備指針との関係性

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

学校施設整備指針においては、特別支援学級関係室や、通級による指導のための関係室をはじめ、特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間など、特別支援教育の推進のための学校施設の計画・設計上の留意事項を詳細に記載するとともに、多様な障害の特性に応じた詳細な留意事項についても記載している。

このため、学校施設のバリアフリー化を図る際には、学校施設バリアフリー化推進指針と併せ、学校施設整備指針の記載についても参照すること。

目 次

はじめに

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1	学校施設のバリアフリー化等の視点	1
(1)	障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮	2
(2)	学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮	2
(3)	運営面でのサポート体制等との連携を考慮	2
(4)	地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮	2
(5)	災害時の避難所となることを考慮	3
2	既存学校施設のバリアフリー化の推進	3
(1)	関係者の参画と理解・合意の形成	3
(2)	バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定	3
(3)	計画的なバリアフリー化に関する整備の実施	4

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1	計画・設計上の基本的留意事項	5
(1)	関係者の参画と理解・合意の形成	5
(2)	適切な整備目標の設定	5
(3)	バリアフリー化等の事後点検の実施	5
2	わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画	5
(1)	外部から建物に出入りしやすい建物配置	5
(2)	建物間の移動がしやすい建物配置	6
(3)	安全で移動しやすい敷地内通路	6
(4)	建物から円滑に移動できる屋外運動場	6
(5)	利用しやすい駐車場	6
3	わかりやすく、快適に動きやすい平面計画	7
(1)	どこにでも円滑に移動できる平面計画	7
(2)	動線が簡明な平面計画	7
(3)	認知・把握がしやすい明確な空間構成	7

(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保	7
(5) 誰にでもわかりやすい案内表示	7
4 使いやすい、安全で快適な各室計画	8
(1) 利用しやすい教室等	8
(2) 移動しやすい屋内の通路	8
(3) 円滑に利用できる階段	9
(4) 利用しやすいエレベーター	9
(5) 誰もが利用できる便所	10
(6) 出入りしやすい教室等の出入口	11
(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関	11
(8) 操作がわかりやすい建築設備	12
(9) 利用しやすい家具	12
(10) 適切な照明設備	12
(11) 明確な色彩計画	12

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要である。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や、性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、その基盤となる学びの環境整備を力強く推進することが重要である。

これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させることが求められている。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にあること等を踏まえ、バリアフリー法及び同法施行令が改正され、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準適合の努力義務が課せられることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していくことが重要である。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとなっている。特別な支援を要する児童生徒にとっては、各種情報のやりとりを行うに際し有用であることはもとより、ICTの活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質を大きく向上させることを考慮することが重要である。そのため、学校施設のバリアフリー化を推進すると同時に、障害のある児童生徒の教育環境を充実させるためにもICTの活用を推進することが重要である。

このような状況を踏まえ、各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが重要である。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

その際、様々な障害の特性も考慮しつつ、校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるよ

うバリアフリー化を目指すことが重要である。

(1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮

障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育¹を推進するため、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。また、災害時において児童生徒等が安全に避難することができるよう、適切な避難経路を確保することが重要である。

なお、障害のある児童生徒に配慮した対策は、児童生徒のみならず、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が施設を安全かつ円滑に利用するための対策としても重要である。

(2) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮

「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することが重要である。同時に、バリアフリー化された学校施設は、その利用を通じ、児童生徒に対して多様な他者への理解を深める学習効果が期待できるものであり、関連する教科等において具体的に活用することが重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に資するため、学校施設の整備においては、小学校、中学校及び特別支援学校などとの間の連携を含め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、各々の教育的ニーズに応じ、交流及び共同学習を安全かつ円滑に実施できる施設となるように、計画することが重要である。また、教育的な意義の観点から、障害者や高齢者などとの交流活動を安全かつ円滑に実施できるよう配慮することも重要である。

(3) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮

障害のある児童生徒等に対しては、施設のバリアフリー化のみならず、教材・教具の工夫や、安全かつ円滑に出入りや便所等の利用ができる教室の使用など、ハード面での配慮に加え、施設をより利用しやすくなる運営・管理、人的支援等のソフト面との連携などについて考慮することが重要である。また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等をはじめ、学習面だけでなく生活面においても個々の状況に応じ、人的サポートが必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制と連携した計画とすることが重要である。

(4) 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮

学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤であり、「社会に開かれた教育課程」の実現や地域とともにある学校づくりを進めていくため、保護者、地域住民等が学校運営に参画し、様々な学校の教育活動を支援する取組も行われることから、学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど、様々な人々が利用することを考慮した計

¹ 学校教育法第七十二条、同法第八十一条参照

画とすることが重要である。

(5) 災害時の避難所となることを考慮

学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能について、地域の高齢者や障害者等も含めた様々な人々が利用することを考慮した計画とすることが必要であり、災害時の利用も考慮し、校舎のみならず、屋内運動場なども含めた学校全体のバリアフリー化を図ることが重要である。また、良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画していくことが重要である。

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、既存学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが重要である。

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

既存学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

(2) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定

地方公共団体等の学校設置者は、これまで述べた学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方を踏まえ、第2章で述べる計画・設計上の留意事項を参考として、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を早急に策定し、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要である。

既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定するには、まず、所管する学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、施設利用者の安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握するとともに、域内全体としての実態を総合的に整理する。その後、それらの障壁を取り除くための整備方法を検討するとともに、必要となる経費を試算するなど全体の事業量を把握する。さらに、将来動向の推計も含めた障害のある児童生徒の在籍状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、所管する学校施設に係る合理的な整備計画

を策定することが重要である。

なお、バリアフリー化に関する整備計画の策定に際しては、人的対応等のサポート体制と連携して、段階的な整備目標を設定することも有効である。

（３） 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

設置者は、所管する学校施設に係る整備計画に基づき、計画的に学校施設のバリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

具体的には、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するために障壁を取り除くという観点からは、円滑に利用できる便所の整備、校内を円滑に移動するための通路の確保やエレベーター等の設置が重要である。加えて、個々の障害の状態や特性等に応じた適切な整備を実施することが重要である。

また、建物部位や単位空間のバリアフリー化といった部分的な整備にとどまることなく、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭において計画・設計を行うことが重要であり、学校施設の長寿命化改修の機会を活用することを含めて、バリアフリー基準に適合するよう整備することが望ましい。加えて、迅速に段階的整備を進める観点から、小修繕や既製品を用いる等により対応することも有効である。

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

1 計画・設計上の基本的留意事項

(1) 関係者の参画と理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を推進するためには、施設整備に関する企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階において、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画による総合的な検討を行うことが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。

(2) 適切な整備目標の設定

学校施設のバリアフリー化に関する整備に際しては、個々の学校における施設利用者の特性、施設用途、立地環境、運営面でのサポート体制等に対応し、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、適切な整備目標を設定することが重要である。整備目標の設定に当たっては、新たに整備する学校施設のみならず、既存学校施設においても多様な人々が安全かつ円滑に利用できるように、ユニバーサルデザイン²の観点から検討することが重要である。

なお、整備目標は必要に応じて段階的に設定し、計画的に整備することも有効である。

(3) バリアフリー化等の事後点検の実施

学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、安全かつ円滑に利用するためには、日常の点検・補修や定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

施設利用者からのニーズの進展や多様化に対し、改修整備等を柔軟かつ段階的に実施できるように計画することが重要である。また、事後点検を実施する組織を設置し、定期的に施設利用者と情報交換等を行い、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、その状況について点検し検証することは、バリアフリー化の進展のために重要である。

2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

(1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置

敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とすることが重要である。

² ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

(2) 建物間の移動がしやすい建物配置

- ① 校舎間、校舎と屋内運動場間等の移動については、動線が短く、できる限り平面移動が可能な建物配置とすることが重要である。
- ② 児童生徒数の将来動向を的確に検討、把握し、長期的な視野に立った建物配置とすることが重要である。

(3) 安全で移動しやすい敷地内通路

- ① 敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した計画とし、安全かつ円滑に利用できるものとするのが重要である。
- ② 敷地内通路は、できる限り段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ③ スロープや階段を設ける場合は、安全で使いやすいように、その手前に存在を認識できる措置を講じるとともに、適切な幅員及び勾配とし、手すりの設置等に配慮することが重要である。なお、階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい。
- ④ 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。
- ⑤ 階段やスロープの登り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないように、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。
- ⑥ 通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスタ等が落ちないように配慮することが重要である。
- ⑦ 視覚障害者が敷地境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置又は視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の配慮をすることが重要である。
- ⑧ 階段、スロープ等は、認識しやすいように他の部分と色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。

(4) 建物から円滑に移動できる屋外運動場

建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。

(5) 利用しやすい駐車場

- ① 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす利用者等の利用する駐車場を確保することが望ましい。

- ② 車いす使用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい。

3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画

(1) どこにでも円滑に移動できる平面計画

- ① 同一階においては、できる限り段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 障害のある児童生徒等が利用する教室等が複数階にわたる場合には、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要である。

(2) 動線が簡明な平面計画

- ① 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに利用することに配慮して、児童生徒の利用スペースを集約して計画したり、可能な限り遠回りとならない動線を設定する等、動線が簡明な平面計画とすることが重要である。
- ② 児童生徒等が、まとまりのある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じて円滑に移動することができるように明確な動線を設定することが重要である。

(3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成

建物内での自分の位置を認知・把握しやすくするとともに、教職員が児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間構成とすることが重要である。

(4) 安全で移動しやすい避難経路の確保

- ① 災害時の避難経路は、できる限り段差のない経路を確保するとともに、明確な動線とし、屋外又は一時待機スペースまで可能な限り一人でも避難できるように配慮した計画とすることが重要である。なお、一時待機スペースから屋外までの避難及び一人で避難することが困難な児童生徒等の避難については、運営面でのサポート体制と連携し、安全かつ円滑に実施できるように配慮した計画とすることが重要である。
- ② 多人数が同時に利用する施設を避難階以外の階に計画する場合は、複数の避難動線を設定する等、非常時の迅速な避難に配慮した計画とすることが重要である。
- ③ 避難経路は、児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるように配慮することが望ましい。
- ④ 防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のものを設置することが望ましい。

(5) 誰にでもわかりやすい案内表示

- ① 案内表示は、建物の出入口やエレベーターホールなど、動線の要所に、利用者が認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、日本産業規格（J I S）の案内用

図記号³を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。

- ② 屋外運動場、屋内運動場、図書館等の学校開放や災害時の指定緊急避難場所等として不特定多数の者が利用する施設は、外部から認識しやすい位置、大きさを施設名を表示することが有効である。
- ③ 視覚障害者の利用に配慮して、点字表示や案内・サインの拡大表示等を行うことが有効である。
- ④ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、避難口誘導灯は自動火災報知器と連動して誘導音、点滅機能及び非常文字表示装置等を設置することが有効である。

4 使いやすい、安全で快適な各室計画

(1) 利用しやすい教室等

- ① 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保することが重要である。
- ② 適正な吸音性能を持つ天井、壁材を採用することが重要である。特に、一定の静寂さを必要とする空間については、適度の遮音性を持つ仕様とすることが重要である。
- ③ 安全性、快適性に配慮して、適度に弾力性があり、柔らかな手触りや暖かみのある素材を採用することが有効である。
- ④ 障害のある児童生徒の学習方法に配慮して、教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保したり、障害に応じた専用の学習空間、障害のある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模空間等を設置できるように計画することが有効である。また、運営面での対応と連携し、障害の特性に応じて、教室内の動線を確保したり、騒音や雑音、視覚的な刺激を避けるように計画することが有効である。

(2) 移動しやすい屋内の通路

- ① 屋内の通路は、滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。また、できる限り段差を設けず、突起物、支障物をなくすなど、安全でわかりやすい動線となるように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 屋内通路は、安全かつ円滑に利用できる幅員を確保することが重要である。
- ③ スロープは、車いす使用者だけでなく、多様な人々が安全で使いやすいように、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。
- ④ 床と壁の立ち上がりの境を視認しやすくするため、床と壁の仕上げは、色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。
- ⑤ 車いす使用者に配慮して、必要に応じて通路の壁には車いすフットレストあたりを設置することが有効である。

³ 案内用図記号：日本産業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

- ⑥ 障害のある児童生徒等の利用に配慮して、必要に応じて滑りにくい材質の手すりを設置することが有効である。
- ⑦ 通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、腰掛け等を設置するとともに、車いす使用者のスペースにも配慮することが有効である。

(3) 円滑に利用できる階段

- ① 階段は、安全かつ円滑に利用できる幅員及び勾配を確保するとともに、表面は滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- ② 階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、色相や明度、彩度の差等に配慮することが重要である。
- ③ 主要な階段は、直階段又は折り返し階段とし、踏面及び蹴上げの寸法は一定とすることが重要である。
- ④ 階段には、踊り場等の空間を、非常時の避難や転倒時の危険防止等にも配慮しつつ計画することが重要である。
- ⑤ 段鼻は、識別しやすく、つまずきにくいものとすることが重要である。
- ⑥ 階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい。
- ⑦ 手すりは、視覚障害者にとっては有効な誘導サインともなるため、設置位置などに留意し、連続して設置することが望ましい。
- ⑧ 視覚障害者の利用に配慮して、階段の手すりに階数を点字で表示することが有効である。

(4) 利用しやすいエレベーター

- ① エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要である。
- ② エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用を配慮して設置することが重要である。
- ③ エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。また、車いす使用者が直進でエレベーターに進入又は退出できるように設置することが望ましい。
- ④ 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい。
- ⑤ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。
- ⑥ 視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが有効である。
- ⑦ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時の応答等の音声情報を視覚情報等でも表示することが有効である。

(5) 誰もが利用できる便所

- ① 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた多様な便所を計画することが重要である。
- ② 便所は、障害のある児童生徒等の利用に配慮した計画とし、車いす使用者用便房⁴を設置することが重要である。この際、車いす使用者用便房は男女共用とすることが望ましい。
- ③ 車いす使用者用便房を設置する便所については、便所及び便房の出入口並びに通路について、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保することが重要である。
- ④ 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便房、オストメイト対応の水洗器具を、一般の便所内あるいは適切な位置に確保することが重要である。
- ⑤ 床面は滑りにくい仕上げとし、便所及び便房の出入口並びに通路は段差をなくするとともに、出入口に戸を設ける場合には円滑に利用できる仕様とすることが重要である。
- ⑥ 小便器の一個以上は、床置き式又は壁掛式低リップ⁵とし、手すりを設置することが重要である。
- ⑦ 障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動の際などに利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが望ましい。とりわけ、新築・改築時や、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階に車いす使用者用便房を設置することが重要である。
- ⑧ 車いす使用者用便房、オストメイト対応の水洗器具、オムツ交換シート等の設置などを組み合わせて多機能便房⁶とする場合については、多機能便房以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど、適切な位置に設置するとともに、車いす使用者の利用に支障が生じないように、整備する箇所に配慮することが望ましい。
- ⑨ 車いす使用者用便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要である。
- ⑩ 洗面台の一個以上は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じることが望ましい。
- ⑪ 視覚障害者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置については、日本産業規格（JIS）⁷を踏まえ、統一することが望ましい。
- ⑫ 視覚障害者の利用に配慮して、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが有効である。
- ⑬ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、便房の戸に使用中か否かの表示装置を

⁴ 車いす使用者用便房：車いす使用者が円滑に利用することができるように、腰掛便座、手すり等が適切に配置され、十分な空間が確保されている便房。

⁵ 壁掛式低リップ：前方に張り出した受け部（リップ部）が床置き式と同様に低く設計されている小便器。

⁶ 多機能便房：障害のある児童生徒、高齢者、身体障害者に限らず、乳幼児を伴う者等の多様な人々が可能な限り容易に利用できるように、腰掛便座、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等を設置し、車いすの回転や介助者の同伴等多様な動作が可能な空間が確保されている便房。

⁷ 日本産業規格の JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）

設置するなど、わかりやすいものとするのが有効である。

- ⑭ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時であることを知らせるための光警報装置を設置することが有効である。

(6) 出入りしやすい教室等の出入口

- ① 出入口は、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。また、出入口の幅は、非常時の児童生徒等の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。特に、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とすることが重要である。
- ② 出入口の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要であり、引戸とすることが望ましい。この際、危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形式とすることが重要である。また、開き戸を設ける場合も、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- ③ 車いす使用者が戸の開閉や出入りを行うために必要なスペースを確保することが望ましい。
- ④ 出入口の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。
- ⑤ 視覚障害者の利用に配慮して、点字や浮き彫り文字により表示を行うことが有効である。

(7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関

- ① 建物に出入りしやすいよう、分かりやすい位置に、昇降口、玄関及び受付の配置を計画することが重要である。また、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の配置にも考慮して計画することが重要である。
- ② 昇降口、玄関は、床面を滑りにくい仕上げとし、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、必要かつ十分な幅を確保するなど、安全かつ円滑に通過できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。
- ③ 出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保することが重要である。
- ④ 昇降口、玄関の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要である。また、必要に応じて、自動ドアを設置することが望ましい。
- ⑤ 昇降口、玄関の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。
- ⑥ 受付の位置は、高齢者、障害者等に対する情報提供やサポート等の運営体制を考慮して計画することが有効である。
- ⑦ 出入口付近に受付カウンターやインターホン等の案内設備を設置することが望ましい。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声等により案内設備への誘導を行う

ことが有効である。

- ⑧ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、建物や施設の情報案内を点字、音声、文字等により適切に表示することが望ましい。
- ⑨ 車での送迎が必要な児童生徒等の利用に配慮して、車寄せには屋根を設置することが望ましい。

(8) 操作がわかりやすい建築設備

- ① 建築設備は、操作しやすく、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② スイッチ、コンセント、手洗い場等の設備は、使いやすい位置に配置することが重要である。スイッチは大型で操作が容易なボタン形式のものとするとともに、スイッチと壁の色の色相や明度、彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ③ 放送、音響設備は、聴き取りやすいように配慮することが重要である。また、聴覚障害者に配慮して、放送、音響設備とともに文字情報を提示する電光表示板等を設置することが有効である。
- ④ 施設利用者の特性や施設用途、立地環境等を考慮し、聴覚障害者の利用に配慮して磁気誘導システム⁸等を設置することが有効である。

(9) 利用しやすい家具

- ① 黒板、机、いす、各種棚等の家具は、利用者の体格に配慮して設置することが重要である。
- ② 高さ等の調整が可能な机、いす、黒板等を設置することが望ましい。
- ③ 視覚障害者が楽な姿勢で読み書きを行うことができる傾斜調整が可能な机や、点字機器や教材拡大機器等を使用できる広い机面の机など、障害の特性に配慮した家具を配置することが有効である。

(10) 適切な照明設備

施設利用者の特性、施設用途、立地環境、照明の用途等を考慮して、見やすくまぶしさのない良質な光の得られる照明器具を選定するとともに、適切な照度、照明器具の位置等を計画することが重要である。

(11) 明確な色彩計画

色彩は、その組合せ等により、エリア表示、誘導方向表示、サインなどと代替可能であるため、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、視覚面や心理面での効果等を十分に検討して、空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行うことが重要である。

⁸ 磁気誘導システム（ヒアリングループ）：音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができるようにするシステム。教室やホールの床下などに電線をループ状に敷設し、アンプ等を通して音声信号の電流を流すことにより磁場を形成するとともに、補聴器の誘導コイル（テレホンコイル）でその磁気を受信し音声信号として聞きとる固定式のシステムや、持ち運びができ必要な箇所に磁気ループをつくる移動式のシステムがある。

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

文 部 科 学 省

令和 2 年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）が新たに位置付けられた。令和 3 年 4 月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。また、バリアフリー法の改正に係る附帯決議には、公立の小中学校について、既設であっても数値目標を示しバリアフリー化を積極的に進めることが言及された。

このことを踏まえ、文部科学省において、公立の小中学校等を対象とし、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、整備の推進を図るものである。

1. 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子利用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

2. 令和 7 年度末の整備目標

- 1. で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、緊急かつ集中的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、重点化を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進する。
- なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。

(具体的な整備目標)

対象			令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標
車椅子使用者用 トイレ		校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
		屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する ¹
		屋内運動場	74.4%	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター ²		校舎	27.1%	要配慮児童生徒等 ³ が在籍する全ての学校に整備 する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
		屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備 する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

¹ 小修繕や既製品による対応を含む。

² エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

³ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

3. 個別の目標設定の考え方

2. で示した整備目標について、個別の目標設定の考え方を以下に示す。

(1) 車椅子使用者用トイレ

- 災害時に避難所となる施設において、車椅子使用者用トイレは、良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されている学校における整備率を原則 100%とすることを目標とする。
- 避難所の指定状況は、校舎が総学校数の 80.5%、屋内運動場が総学校数の 94.8%の状況であるが、校舎は日常的に児童生徒が学習・生活する場であることを考慮し、校舎についても、屋内運動場と同様の割合の学校において、車椅子使用者用トイレを原則 100%整備することを目標とする（校舎、屋内運動場ともに令和 2 年度調査時点で総学校数の約 95%に相当）。

(2) スロープ等による段差解消

- スロープ等による段差の解消は、円滑な移動等を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置付け、全ての学校を対象とし、整備率を原則 100%とすることを目標とする。
- この際、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や既製品による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとする。

(3) エレベーター

- エレベーターの整備については、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員（要配慮児童生徒等）が在籍している学校においては、人的サポートがなければ、日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難な状況にあり、施設面での対応を急ぐ必要があると考えられることから、現に要配慮児童生徒等が在籍している学校から、エレベーターを段階的・優先的に整備していくことは合理的と言える。
 - このため、校舎、屋内運動場ともに、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、エレベーターを原則 100%整備することを目標とする（校舎：令和 2 年度調査時点で総学校数の約 40%に相当、屋内運動場：令和 2 年度調査時点で総学校数の約 75%に相当）。
- なお、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みがある場合は、柔軟かつ適切に対応していくことが重要である。